

居宅介護支援加算等届出関係書類一覧表

- ・毎月15日以前に届出 ⇒ 翌月から算定
- ・毎月16日以降に届出 ⇒ 翌々月から算定
- ・加算が算定されなくなる状態が生じた場合、または、加算が算定されなくなった事実が生じた場合は速やかに届出を提出
- ・下記に掲げる以外にも確認のために別途書類の提出を求めることがあります

共通	・介護給付費算定届連絡先
	・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
	・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

届出項目	添付書類
ケアプランデータ連携システムの活用 及び事務職員の配置の体制	・ケアプランデータ連携システムを導入していることが分かる書類 ・勤務形態一覧表（加算算定月のもの、事務職員の勤務時間等の確認ができるもの）
特定事業所加算 （Ⅰ）から（Ⅲ）	・特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書 ①主任介護支援専門員研修修了証 ②勤務体制および勤務形態一覧表、経歴書、資格証（介護支援専門員証の写し） ③伝達等会議の過去1か月分の議事録等の記録または伝達等会議の開催計画 ④24時間連絡体制に関する資料 ⑤事業所の研修計画、研修実施結果 ⑥体制に関する資料（支援困難事例にも対応可能であることを確認できる書類） ⑦家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外への事例検討会、研修等への出席記録、復命書等 ⑧居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算報告様式（特定事業所集中減算が適用されていないことを確認できる資料） ⑨利用者が事業所の介護支援専門員1人あたり45名未満であることを確認できる書類（様式任意） ※居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満であること。 ⑩利用者への周知方法、周知するための資料等（重要事項説明書等） ⑪介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していることが確認できる資料 （滋賀県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所承諾書の写し） ※⑪については、滋賀県担当課にご連絡ください ⑫他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で実施する事例検討会、研修会等の実施計画（事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について定めたもの）および実施記録（すでに実施している場合のみ） ⑬多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画書の該当ページの写し 【重度要介護者等対応要件】※（Ⅰ）のみ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～要介護5である者が占める割合が40％以上であることが確認できる資料

居宅介護支援加算等届出関係書類一覧表

- ・毎月15日以前に届出 ⇒ 翌月から算定
- ・毎月16日以降に届出 ⇒ 翌々月から算定
- ・加算が算定されなくなる状態が生じた場合、または、加算が算定されなくなった事実が生じた場合は速やかに届出を提出
- ・下記に掲げる以外にも確認のために別途書類の提出を求めることがあります

共通	・介護給付費算定届連絡先
	・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
	・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

届出項目	添付書類
特定事業所加算(A)	・特定事業所加算(A)に係る届出書 ①主任介護支援専門員研修修了証 ②勤務体制および勤務形態一覧表、経歴書、資格証(介護支援専門員証の写し) ③伝達等会議の過去1か月分の議事録等の記録または伝達等会議の開催計画 ④24時間連絡体制に関する資料 ⑤事業所の研修計画、研修実施結果 ⑥体制に関する資料(支援困難事例にも対応可能であることを確認できる書類) ⑦家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外への事例検討会、研修等への出席記録、復命書等 ⑧居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算報告様式(特定事業所集中減算が適用されていないことを確認できる資料) ⑨利用者が事業所の介護支援専門員1人あたり45名未満であることを確認できる書類(様式任意) ※居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満であること。 ⑩利用者への周知方法、周知するための資料等(重要事項説明書等) ⑪介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していることが確認できる資料 (滋賀県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所承諾書の写し) ※⑪については、滋賀県担当課にご連絡ください ⑫他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で実施する事例検討会、研修会等の実施計画(事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について定めたもの)および実施記録(すでに実施している場合のみ) ⑬多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画書の該当ページの写し
特定事業所医療介護連携加算	・特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書 ・退院・退所加算の算定に係る病院または診療所等との連携回数の合計が年間35回以上 ・ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定しているものがわかる資料
ターミナルケアマネジメント加算	・特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書 ・24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる資料
LIFEへの登録	添付書類なし

※利用者の個人情報が記載されている資料を添付する場合は、利用者名を伏せた形にしてください